

政令第三百二十一号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第六号中「こと」の下に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第八十三条に次の一号を加える。

四 日本放送協会の配信（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第三十一号に規定する配信をいう。次条第五号において同じ。）の業務に係る技術的事項に関すること。

第八十四条に次の一号を加える。

五 配信の業務に係る日本放送協会と他の放送事業者その他の事業者との協力に関すること。

第八十五条第二号中「（昭和二十五年法律第三百三十二号）」を削り、「に規定する」を「の規定による」に改め、「受信」の下に「及び放送番組の視聴」を、「責務」の下に「（次号において「放送法第九十二条

の責務」という。）を加え、同条に次の一号を加える。

三 他の放送事業者の放送法第九十二条の責務の履行のための日本放送協会の協力に関すること。

第百一条第一号イ中「陸上に」を「陸上等（電波法第六条第八項第二号に規定する陸上等をいう。）」に改める。

附 則

この政令は、令和七年十月一日から施行する。

理 由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、情報流通行政局放送政策課の所掌事務の一部を同局放送技術課、放送業務課及び放送施設整備促進課に移管する等の必要があるからである。